

## 介護予防支援事業所の指定更新について

### 1 介護予防支援事業所の指定更新及び関係者等の意見の反映

介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2に規定により、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定されています。

指定の更新に当たっては同法第115条の22第4項の規定を準用し、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされていることから介護保険運営協議会へ諮問するものです。

### 2 指定更新事業所

サービス名	事業所名	指定日	指定満了日
介護予防支援事業所	生駒市フォレスト地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31
介護予防支援事業所	生駒市阪奈中央地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31
介護予防支援事業所	生駒市東生駒地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31
介護予防支援事業所	生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31
介護予防支援事業所	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31
介護予防支援事業所	生駒市メディカル南地域包括支援センター	H30.4.1	R6.3.31

### 3 更新時の確認事項

	確認事項	確認方法
1	申請に必要な書類が提出されていること	提出書類チェックリスト参照
2	人員基準を満たしていること (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表等
3	設備及び運営に関する基準を満たしていること (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)	平面図等

介護予防支援事業所

指定更新申請に係る提出書類チェックリスト

主たる事業所・施設の名称	介護予防支援事業所
--------------	-----------

番号	提出書類	チェック
1	指定更新申請書	○
2	事業所の指定に係る記載事項	○
3	登記事項証明書又は条例等	○
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○
5	管理者の経歴	○
6	事業所の平面図	○
7	運営規程	○
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○
9	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	○
10	誓約書	○
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○
12	介護支援専門員資格者証の写し	○